

## 待機児童解消策の実施とその後の保育園(社会福祉法人)

現状で保育事業の担い手は、公立保育園、NPO 法人等がありますが、主には社会福祉法人です。“何をやるか”つまり、待機児童解消のためには、担い手の数を増やすか、定員を増やすか、のどちらかの方法しかありませんが、おそらく前者を採るだろうと思います。

4月19日の安倍首相の会見では、「横浜方式」を全国に導入する、とのことでした。

具体的には、

- ☆認可外保育所を増やす
- ☆公立保育園を民営化する
- ☆株式会社の参入を認める

を指すと思います。

これらは、厚生労働省の指導に反して、横浜市が自らの判断で実施した施策です。

ということは、「横浜方式」を画一的に全国展開することでは、問題は解決しないでしょう。地方にそれぞれの状況に適した独自の進め方を認める(任せる)ことが、“どうやるか”のポイントになるはずです。

上記を中心にした施策を大規模に実施して保育事業の担い手を増やすことで、待機児童は減少して行くと思われます。

その時、どんな状況になっているでしょうか。

おそらくは、保育事業の担い手を増やしてしまったのですから、経営的にみれば競争が激化します。

「どうすればいいのか。」

保育園を経営されている方は、今から対応を考えておく必要があります。

奇しくも時を同じくして、新社会法人会計基準が平成27年度予算から導入されます。

法人全体の財務状態を明らかにし、「経営分析」を可能にするとともに、外部への情報公開にも資する、というのが新社会法人会計基準の考え方です。換言すれば、新社会法人会計基準導入後は財務内容の公開が求められ、外部の人が財務内容を社会福祉法人間で比較することが可能になる状況が生まれてしまうのです。

逆に言えば、“経営分析”できるようにするために会計基準が変わるのです。

いくつもの会計基準が併存している状態を解消し事務を簡素化させる一方で、会計基準の適用範囲をすべての事業に拡大する、というのは、まさにこの流れです。

新社会法人会計基準の導入は、単なる「会計基準の変更」ではなく、「経営改善の好機」と捕らえなければ、本質を見失うと思っています。